

2009年10月28日

## 第1回八王子市職拡大闘争委員会

### 【議長団の選出】

本庁協議会  
学校協議会

### 【執行委員長挨拶】

### 【拡大闘争委員の任務について】

《別紙資料1参照》

### 【部会担当の執行委員と書記局】

《別紙資料2参照》

### 【経過・日程】

《別紙資料3参照》

### 【報告事項】

1. 第65回八王子市職定期大会（10/14）

### 【協議事項】

#### 1. 現業統一闘争取り組みについて

- 1) 2009 都本部現行統一闘争方針《別紙資料4参照》

- 2) 現業統一交渉状況

10/9 統一要求書提出《別紙資料5参照》

10/19 都本部統一指標について回答

10/20 格差是正闘争本部開催（第1回闘争委員会）

①回答内容の確認

②妥結基準について

1) 現業職員の新規採用

2) 退職補充とその他の要因により生じる欠員補充

10/21～27 交渉（事務折衝）

組合側－欠員補充の確認と新規採用について実施を求める。  
当局側－「脱単純労務職」の具現化に向け協議を進め、新たな「現場職員」として再構築できた段階で新規採用を考える。  
組合側－協議だけさせて新規採用が先送りされては納得できない。  
当局側－現業職の新規採用については実施に向けて協議する。  
④欠員補充の確認と脱単純労務職の議論を勢力的に行なうことを再確認。  
⑤2009 現業労働者に関する統一要求書の回答については賃金確定闘争と合わせて確認する。

10/27 第 2 回執行委員会開催

- ・ 都本部統一指標の回答内容《別紙資料 6 参照》について都本部に妥結基準を満たしていることを確認。
- ・ 回答内容について団体交渉で確認の上、大綱妥結で了承。  
(戦術配備を解く)

10/27 団体交渉（回答書の確認）

10/27 格差是正闘争本部開催（第 2 回闘争委員会）  
大綱妥結で了承

10/28 第 1 回拡大闘争委員会に提起

## 2. 09 賃金確定闘争

### 1) 賃金確定の経過

①賃金の決定は労使による交渉による解決を前提とし、国の勧告率を参考に改定を行ってきた。(独自賃金表による独自の賃金任用制度)

②05 人事院勧告は地域給の導入により、地域によって差をつける方式を取り入れてきた。このことにより、それまで八王子市の賃金改定にあたって国の勧告率を参考としてきたが、当局側から東京都の勧告に変更する考え方が示され、組合側は東京都の勧告については慎重に考えるべきとした。

③その結果 11 月までは国の勧告率、12 月から東京都の勧告率を参考とすることとした。また、地域給の考え方については地方自治体においてはなじまないという考え方にたち、導入は見送ってきた。(表現上はそれまでの調整手当から地域手当とした)

④07 賃金改定は賃金についてはマイナス改定となったが一時金については 0.05 月引上げられたが、12 月議会に間に合わず年を越えての改定となった。地域給については見送ることとした。また、臨時職員の賃金や嘱託職員の処遇について改善させた。

⑤08 賃金改定では国や東京都の不当な介入（地域手当の国基準を上回る自

治体に対して特別交付税の削減や総合交付金の削減措置)を行なうなか、「自主交渉・自主決着」を原則に交渉を進めた。その結果地域手当問題については継続協議とした。

## 2) 09 勧告 (参考)

### 09 国人事院勧告 (09年8月11日勧告)

- 月例給  $\Delta 0.22\%$  ( $\Delta 863$  円) 若年層と医療職(一)を除く本俸の引き下げ(平均年収15万4千円減)
- 一時金  $\Delta 0.35$  月(6月期 $\Delta 0.2$ 月分を含む 年間支給4.15月)
- その他 自宅に係る住居手当の廃止、労基法改正を踏まえ月60時間を越える超過勤務手当の割増率の引上げ等

### 09 東京都人事院勧告 (09年10月9日勧告)

- 月例給  $\Delta 0.35\%$  ( $\Delta 1,468$  円) 平均年収16万4千円減  
昇給カーブのフラット化(若年層及び管理職の引き下げ緩和、高齢者層に引き下げを強める)
- 一時金  $\Delta 0.35$  月(6月期 $\Delta 0.2$ 月分を含む 年間支給4.15月)
- その他 住宅手当については本年見直しを行なわない  
地域手当の配分変更16%→17%

### 09 特別区人事委員会勧告 (09年10月8日勧告)

- 月例給  $\Delta 0.38\%$  ( $\Delta 1,605$  円) 平均年収18万3千円減  
昇給カーブのフラット化(若年層の引き下げ緩和、中高年齢層職員との世代間配分の是正)
- 一時金  $\Delta 0.35$  月(6月期 $\Delta 0.2$ 月分を含む 年間支給4.15月)
- その他 地域手当の配分変更16%→17%

## 3) 09 賃金確定闘争の基本的獲得目標の考え方

自治労・公務員連絡会に結集し、月例給の水準維持と生活を守る一時金の支給月数の確保を基本に、合わせて自宅に係る住居手当の水準維持を求めるとともに対自治体交渉を強めます。

## 4) 八王子の賃金確定闘争の課題

①2005年8月の人事院勧告で給与構造改革の一環として地域給を勧告。

### 《別紙資料7参照》

②八王子市の地域手当は12%で調整手当12%をそのまま置き換えただけで、本給(賃金)平均4.8%の削減だけが降りかかる。

③当局側も地域給については矛盾があり、八王子市の給与構造にはそぐわないとしている。

④他の自治体は地域給を導入し本給を削減して地域給に配分変更している。八王子市だけが本給を削減していなく、ラスパイレス指数が突出する状況

にある。

#### 5) 闘争戦術と日程

- 10/16 (金) 都本部賃金闘争本部第1回会議
- 10/22 (木) 市長会長要請行動 (11/6 西多摩各市長・町長要請行動)  
《別紙資料8参照》
- 10/31 (土) 都本部第57回定期大会  
当面の闘争方針(案)及び賃金確定闘争要求書決定
- 11/4 (水) 三団体(市職・臨職・公共労)要求書提出(団体交渉)  
《別紙資料9参照》
- 11/9 (月) 東京地公労2009年秋季年末闘争勝利決起集会(1割動員)
- 11/11 (水) 回答指定日
- 11/13 (金) 第2回拡大闘争委員会(午後4時)  
東京都行政部市町村課要請行動
- 11/19 (木) 第3回拡大闘争委員会(午後4時と6時再開予定)
- 11/20 (金) 早朝1時間ストライキ

### 3. 再任用制度について

再任用の募集を開始

2010年度から再任用制度が65歳までの5年間(再雇用制度は廃止)

①週31時間(4日勤務)

②週38時間45分(週5日勤務)

当面は週38時間45分の(週5日勤務)については、制度としては位置付けるが年金のカットなど不合理な状況から実施は見送る

③2週で38時間45分(2週で5日勤務)

具体的な職場について今後協議

### 4. 昇任試験の実施及び職員の経験者採用

#### 1) 専門幹(行政職)

通知 11月16日(月)面接 2010年2月28日(木)~29日(金)

#### 2) 主査エキスパート選考(行政職・現業職)

通知 11月16日(月)面接 2010年2月26日(火)~27日(水)

#### 3) 主任職選考(行政職)

通知 12月3日(金)論文提出 12月18日(金)

#### 4) 主任職短期昇任選考(行政職)

通知 10月30日(金)論文提出(1次) 11月16日(月)

面接(2次)12月16日(水) 集団討議(3次) 2010年1月13日(水)

5) 経験者採用選考

広報掲載 11月1日号 採用試験 09年12月13日(日)

5. 予算要求闘争と部会要求の確立

1) 新年度の職場体制を確立し予算に反映させる取り組み

各部会 第1回 役員会の開催

①職場の執行体制について検証等

②10月中に職場の課題を整理し要求書にまとめ・交渉体制

2) 全体の予算要求について

職場全体に係る予算要求について取りまとめ提出。

3) 各あり方検討会の中間まとめ及び協議の積極的推進

- ①学校チャレンジ検討委員会 加藤・岩田・富澤・佐藤・小林  
小坂・笹川・岡本
- ②健康福祉部あり方検討会 青木・岡本・相方・森
- ③清掃事業あり方検討会 加藤・笹川・柚井・
- ④水行政あり方検討会 加藤・須永・五十嵐・岡本
- ⑤地域サービスあり方検討会 岡本・五十嵐
- ⑥公園あり方検討会 加藤・米山・岡本
- ⑦まちづくりあり方検討会 米山・栗林・岡本
- ⑧生涯学習と施設あり方検討会 岩田・加藤・黒澤・遠藤・岡本

6. その他

1) 労働金庫の取り組み

「生活改善強化月間」の実施 2009. 11. 2 (火) ~2010. 1. 29 (金)  
宣伝活動

11月4日(水) 労金職員による本庁職場朝ビラ  
出先職場への回覧チラシ

2) 「高齢者支援・共助の街づくりを考える集い」(部会役員動員)

11月16日(月) 午後6時30分開場 7時開始  
学園都市センター・イベントホール

《別紙チラシ》

3) 八王子平和強化月間の取り組み 10/21(水) ~11/30(月)

《別紙パンフレット》

4) 「インドネシア・スマトラ沖大地震、サモア沖地震・津波、フィリピン・  
台風被災者支援緊急カンパ活動」の取り組み《別紙資料10参照》  
組織カンパとして取り組む